

保護者様

中津川市立福岡中学校  
校長 田口 勝幸

## 学校において予防すべき感染症について

下記の感染症は学校保健安全法第19条によって、流行の拡大を防ぐため、校長が出席を停止することができる感染症となっています。医師の診断後、下記の報告欄を全て記入し、担任にご提出ください。

	病名	出席停止の期間の基準
第二種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹（はれ）が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発しんがかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 等	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	その他の感染症 感染性胃腸炎 マイコプラズマ感染症 溶連菌感染症 伝染性紅斑（りんご病） 手足口病 ヘルパンギーナ ウイルス性肝炎 等	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで  （「その他の感染症」とは、感染症の種類や各地域、学校における感染症の発生・流行の態様等を考慮した上で、感染拡大を防ぐために必要があるときに限り、出席停止の措置をとることができるものです。）

※上記は、主に小・中学生に発生しやすい感染症について記載してあります。その他にも出席停止となる感染症がありますので、医師に診断された病名を報告してください。

切り取り線

## 感染症り患報告

令和 年 月 日

中津川市立福岡中学校  
校長 田口 勝幸 様

学年・組 ( ) 年 ( ) 組

児童・生徒名 ( )

病名 ( )

医療機関名 ( )

診断日 令和 年 月 日

保護者名 ( ) 印